

## 【第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（平成31年3月）抜粋】

## 目標Ⅶ 女性に対する暴力のないまちづくり

男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、若年層からDV※やセクシュアル・ハラスメント※等についての周知に努めるとともに、関係機関と連携し、暴力を許さない気運を高め、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の取組を推進します。また、配偶者からの暴力は被害者のみならず、その子どもにも悪影響の連鎖が生じることも指摘されており、被害者の子どもに対する支援を充実します。

## 施策の方向 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、女性の人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、実態に即した相談や啓発を行います。

職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメント※やマタニティ・ハラスメント※等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、企業や市民に対する啓発活動を進めます。また、相談や支援にかかわる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

## Ⅶ-1-① 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
152	女性に対する暴力防止に関する啓発事業の実施	女性に対する暴力防止、性犯罪防止をテーマに、男女共同参画推進センターにおける講座・講演会の開催、情報誌・広報誌による啓発記事の掲載、パンフレットの作成・配布などを実施します。 ①DV※の防止・啓発 ②女性に対する暴力をなくす運動の周知	男女共同参画課
153	女性に対する暴力防止のための情報提供	女性に対する暴力の防止に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	男女共同参画課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
154	若年層における未然防止啓発の推進	DV※及びデートDV※の予防のため、学校等関係機関などと連携して、若年層を対象とした啓発活動を行います。 ①デートDV※の防止・啓発 ②デートDV※防止出前講座の実施	男女共同参画課
155	若年層（生徒）における未然防止（デートDV防止）啓発の推進	デートDV※の防止のため、学校と連携して、教職員や生徒を対象とした研修・啓発活動を行います。 ① デートDV※の防止・啓発 ② 教職員を対象とするデートDV※防止研修会の実施  【数値目標】 「中・高等学校教職員を対象とするデートDV防止研修の参加校数」 中学校 2校、高等学校 4校（平成 29 年度） →中学校 16 校、高等学校 4 校（平成 35 年度）	人権教育推進室

#### VII-1-② セクシュアル・ハラスメント※等防止に対する理解と対策の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
156	セクシュアル・ハラスメント等防止に関する情報提供・意識啓発	セクシュアル・ハラスメント※等防止に関する図書、DVDなどを収集し、市民・市内事業者に提供し、ハラスメント防止に関する意識の啓発を図ります。	男女共同参画課
157	セクシュアル・ハラスメント※等防止に関する意識啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメント※やマタニティ・ハラスメント※防止に関する意識の啓発を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課
158	セクシュアル・ハラスメント等に関する雇用管理上の配慮の周知	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、職場におけるセクシュアル・ハラスメント※やマタニティ・ハラスメント※に関する雇用管理上の配慮について周知を図るため、働く人の支援講座（労務実務関連講座）の実施及び働く人の支援ガイドの作成を行います。	労働政策課

Ⅶ-1-③ 行政・事業者・団体による取組の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
159	学校現場等における防止体制	<p>市立学校において、セクシュアル・ハラスメント※を防止するとともに、セクシュアル・ハラスメント※に起因する問題が生じた場合に適切な措置を行います。</p> <p>【数値目標】</p> <p>①校内研修の実施校数 ②苦情及び相談に係る問題の未解決件数 ①市立全 167 校 ②0 件（平成 29 年度） →①市立全 168 校 ②0 件（平成 35 年度）</p>	教職員 人事課
160	市役所におけるハラスメント防止体制	<p>職員に対し、セクシュアル・ハラスメント※を含むハラスメントの防止に関する意識啓発を行います。</p> <p>【数値目標】</p> <p>「ハラスメント防止のための研修の実施回数」 1 回／年度（平成 29 年度末） →1 回／年度（平成 35 年度）</p>	人事課
161	地域と連携した防犯の推進	<p>地域防犯活動の促進を図るため、自主防犯活動団体に対する活動経費の一部の助成や、市民に対する広報・啓発を行います。また、地域社会から暴力団を排除し、安全・安心なまちづくりを推進するため、暴力団排除活動に関する広報・啓発を行います。</p> <p>【数値目標】</p> <p>「刑法犯認知件数」 10,958 件（平成 29 年末） →11,560 件（平成 32 年）</p>	市民生活 安全課
162	道路照明施設（公衆街路灯）の設置及び維持管理	<p>夜間における交通事故や犯罪の発生を防止し、地域住民の通行の安全を図るため、地域住民からの道路照明施設（公衆街路灯）の設置要望を各区役所で受け、地域の実態に即して設置するとともに維持管理を行います。</p> <p>【数値目標】</p> <p>「道路照明施設（公衆街路灯）設置数」 870 灯／年（平成 29 年度末） →800 灯／年（平成 32 年度）</p>	市民生活 安全課

## 施策の方向2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援

配偶者等からの暴力（DV※）を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止のための広報・啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図り、男女ともに相談事業へつなげていきます。また、被害者支援のための相談事業等については、DV※被害者だけでなく、子どもの安全にも配慮し、民間団体や関係機関との連携強化による切れ目のない支援を進めます。

### Ⅶ-2-① 被害者の早期発見と相談体制の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
163	住民相談事業	各区役所において、弁護士による法律相談などを実施し、離婚やDV※などの相談に対応し、市民サービスの向上を図ります。	市民生活安全課
164	早期発見・通報体制の整備・充実	DV※の被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DV※の発見者の通報体制について周知します。 ①通報体制の周知	男女共同参画課
165 Ⅶ-2-③ に再掲	早期発見・通報体制の整備・充実	DV※の被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DV※の発見者の通報体制について周知します。 ①24時間児童虐待通告電話の充実：児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受け付けています。	児童相談所
166	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①人権相談事業  【数値目標】 「人権相談の実施回数」 13回（平成28年度末） →13回（平成35年度）	人権政策推進課
167	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①住民相談事業	市民生活安全課
168	相談体制の強化と周知	各種相談事業の実施及び相談窓口の周知を行います。相談窓口の相談員については、更なる資質向上に努めます。 ①DV※相談事業 ②婦人相談員研修の実施	男女共同参画課

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
169	多様な被害者への配慮	被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談を受けることができるように環境を整備します。 ①多様な被害者への配慮：被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談を受けることができるように環境を整備します。	市民生活安全課
170	多様な被害者への配慮	被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備します。 ①多様な被害者への配慮：被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談や支援を受けることができるように環境を整備します。	男女共同参画課
171	多様な被害者への配慮	外国人市民の日常生活における問題解決を支援するため、日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談を実施します。 ※「(公社)さいたま観光国際協会」実施事業	観光国際課
172 Ⅶ-2-③ に再掲	産科医療機関等との連携	早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握し、継続支援します。	地域保健支援課

Ⅶ－２－② 被害者保護と自立支援の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
173	安全な保護体制の整備	被害者の安全を確保しつつ、地域における社会資源の活用などにより、保護を行います。 ①被害者の緊急時における一時保護事業 ②民間団体への支援 ③母子緊急一時保護事業 緊急的に保護を必要とする母及び子（義務教育終了前）を施設に入所させ、必要な保護を行います。	子育て支援政策課
174	安全な保護体制の整備	被害者の安全を確保しつつ、地域における社会資源の活用などにより、保護を行います。 ①被害者の緊急時における一時保護事業 ②民間団体への支援	男女共同参画課
175 Ⅶ-2-③ に 再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底	男女共同参画課 全庁
176 Ⅶ-2-③ に 再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。 ①情報管理の徹底 ②住民基本台帳の閲覧等の制限	区政推進部

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
177	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①DV※被害者への情報提供	男女共同参画課
178	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①さいたま市多重債務者生活再建安心プログラムの周知徹底	消費生活総合センター
179 VII-2-④ に再掲	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①家庭児童：家庭児童相談員が、家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する種々の児童問題に関する相談を受けます。 ②ひとり親家庭等相談 ③母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ④ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業  【数値目標】 「ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数」 28人（平成29年度末） →30人（平成35年度）	子育て支援政策課
180	自立に向けた支援	婦人相談センターに入所した者のうち、医療費や転宅費用等の捻出が困難な者に対して生活保護法を適用し、社会復帰や生活支援を行います。	生活福祉課
181	自立に向けた支援	被害者で住宅に困窮している方に対し、市営住宅の一時使用を認めることにより、被害者の精神的、時間的ゆとりの確保及び生活基盤立て直しを支援します。	住宅政策課
182	心身の健康回復への支援	自助グループなどの活動に関する情報提供や、グループの形成・継続に対する支援を行うことをとおして、地域における継続的なサポートにつながる体制の整備に努めます。 ①精神保健に関する支援	男女共同参画課

Ⅶ－２－③ 関係機関との連携協力

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
165 Ⅶ-2-① に再掲	早期発見・通報体制の整備・充実	<p>DV※の被害を深刻化させないために、被害者の早期発見に努めるとともに、市民、医療関係者及び福祉関係者などに対して、DVの発見者の通報体制について周知します。</p> <p>①24時間児童虐待通告電話の充実：児童虐待の通告等を夜間、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を問わず、24時間365日受け付けています。</p>	児童相談所
172 Ⅶ-2-① に再掲	産科医療機関等との連携	<p>早期に育児不安の軽減を図り、児童虐待の発生を予防するため、産科医療機関等と連携し、妊娠中または出産後早い段階から支援が必要と判断される家庭を把握し、継続支援します。</p>	地域保健支援課
175 Ⅶ-2-② に再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	<p>被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。</p> <p>①情報管理の徹底</p>	男女共同参画課 全庁
176 Ⅶ-2-② に再掲	被害者及びその関係者に関する情報の保護	<p>被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底します。</p> <p>①情報管理の徹底 ②住民基本台帳の閲覧等の制限</p>	区政推進部
183	関係機関・民間団体との連携協力体制の強化	<p>被害者の適切な保護を行うために、庁内及び庁外の関係機関と連携会議を開催します。また、DV※被害者の支援のために、関係機関や民間団体との連携を強化します。</p> <p>①DV※防止対策関係機関との連携（連携会議の開催） ②警察との連携 ③教育機関や保育園等との連携 ④福祉・保健機関との連携 ⑤専門家（弁護士、精神科医等）との連携 ⑥DV※被害者支援団体との連携</p>	男女共同参画課



事業 番号	推進事業	事業内容	所管課
184	職務関係者による配慮	被害者の立場に配慮した適切な対応ができるよう、DV※に対する意識及び知識の向上を図るため、職務関係者を中心に職員研修を実施します。 ①職務関係者研修の実施 ②庁内外DV※防止対策関係機関との連携（連携会議の開催）	男女共同 参画課
185	調査研究の推進	市民意識調査、デートDV※意識調査を実施、また、国の調査研究、他自治体の取組について調査・研究し、加害者の更生に向けた施策のあり方を検討します。 ①DV※に関する実態調査・研究	男女共同 参画課

Ⅶ-2-④ 子どもへの支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
179 Ⅶ-2-② に 再掲	自立に向けた支援	福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建と経済的支援を進めるなど、被害者の自立を継続的に支援します。 ①家庭児童：家庭児童相談員が、家庭における適切な児童の養育と養育に関連して発生する種々の児童問題に関する相談を受けます。 ②ひとり親家庭等相談 ③母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ④ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業  【数値目標】 「ひとり親家庭等介護職員初任者研修の参加者数」 28人（平成29年度末） →30人（平成35年度）	子育て支援政策課
73 Ⅳに 再掲	子どもショートステイ事業	疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害などの理由により、家庭においての養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設などに空きがある場合、児童を短期間預かります。  【数値目標】 「契約施設数」 6施設（毎年度契約）（平成29年度末） →6施設（毎年度契約）（平成35年度）	子育て支援政策課
186	児童生徒の就学支援	住民票の異動を伴わずに住所を変更したDV※被害者の子どもについて、教育を受ける権利を確保するために、居住の事実によって学校を指定し、就学の支援を行います。また、必要に応じて就学援助制度について案内します。	学事課
187	保育・就学支援	被害者の子どもが安心して生活できるよう、被害者などの安全の確保を図りつつ、教育委員会、学校、保育所などの関係機関と連携し、子どもが適切な配慮を受けられるよう支援します。	男女共同参画課